

特定施設（騒音）

次表に掲げる特定施設を有する工場・事業所は特定工場等となり、騒音規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名		規模等
1	金属加工 機械	(イ)圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものであること。
		(ロ)製管機械	
		(ハ)ペンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		(ニ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ホ)機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものであること。
		(ヘ)せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		(ト)鍛造機	
		(チ)ワイヤーフォーミングマシン	
		(リ)ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		(ヌ)タンブラー	
		(ル)切断機	といしを用いるものであること。
2	空気圧縮機及び送風機		
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。
4	織機		原動機を用いるものであること。
5	建築用資 材製造機 械	(イ)コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものであること。
		(ロ)アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものであること。
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。
7	木材加工 機械	(イ)ドラムバーカー	
		(ロ)チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
		(ハ)碎木機	
		(ニ)帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が
		(ホ)丸のご盤	2.25kW以上のものであること。
		(ヘ)かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
8	抄紙機		
9	印刷機械		原動機を用いるものであること。
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機		ジョルト式のものであること。

備考 1 (ル)切断機は平成9年10月1日から施行